

平成30年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成31年3月22日（金）

愛知県障害者施策審議会



# 平成30年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

## 1 日時

平成31年3月22日（金） 午後2時から午後4時5分まで

## 2 場所

愛知県自治研修所8階講堂

## 3 出席者

石黒委員、岩田委員、岡田委員、川崎会長、黒田委員、高橋（脩）委員、高橋（美）委員、高柳委員、辻委員、徳田委員、永田委員、野田委員、服部委員、古家委員、牧野委員  
（事務局）  
健康福祉部長 ほか

## 4 開会

皆様こんにちは、定刻となりましたので、ただ今から平成30年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、平田健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

## 5 部長挨拶

みなさん、こんにちは。愛知県健康福祉部長の名前は平田でございます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ「愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御支援をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

当審議会につきましては、今年度3回目ということになります。本日は次第にありますように議題が1件と報告事項が5件ございます。

議題につきましては、次期障害者計画の策定に向けて、本県の障害者の状況を把握するため実施する「愛知県障害者基礎調査」の大枠について御意見をいただきたいと思っております。

また、報告事項につきましては、「障害者差別に関する相談状況について」を始め5件を障害福祉課及び特別支援教育課から御報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

## 6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局から若干御連絡を申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の15名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております

## 7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開と

しております。本日の傍聴者は1名いらっしゃいますので、御報告いたします。

## 8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、それから施策審議会の条例、運営要領でございます。続きまして、資料の1から資料の6でございます。

また、本日机上の方で配布をさせて頂いておりますけども、配席票の差し替え、本日御欠席の小樋委員から事前に回答いただいております質問票、平成31年2月14日に開催しました平成30年度愛知県地方精神保健福祉審議会の会議資料、それから3月15日に開催しました平成30年度第2回愛知県障害者自立支援協議会の会議資料もあわせて配付させていただきます。

資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言を頂きますようお願いいたします。

それでは、この後は会議の進行につきましては、川崎会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

## 9 会長挨拶

皆様こんにちは。本日は、年度末のお忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

素敵な会場で身の引き締まる思いですけども、今回は今年度最後の審議会となります。

内容は、先ほど平田健康福祉部長からの挨拶にもありまして、議題が1件に報告事項が5件ございます。いずれも重要な内容であります。

議題の「愛知県障害者基礎調査」は、再来年度の「第4次愛知県障害者計画」の策定を見据え、来年度実施するものであります。

本日は、委員の皆様方から、様々な視点からの御意見をいただきまして、調査対象や調査項目について検討してまいりたいと思っております。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言を頂けたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力の方、よろしくお願いたします。

また、委員の皆様方には、言葉や内容について分かりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

ここからは着座にて失礼いたします。

## 10 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名させて頂きたいと存じます。

今回は、黒田委員と服部委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

(両委員、了承)

## 1 1 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後4時を予定しておりますので、御協力の方よろしく申し上げます。

## 1 2 議題 愛知県障害者基礎調査について

川崎会長

それではまず、議題の1番目「愛知県障害者基礎調査について」を御審議いただきたいと存じます。事務局の方から説明をお願いします。

障害福祉課 加藤（孝）課長補佐

障害福祉課 企画・調整グループの加藤と申します。着席して、説明させていただきます。

資料の1を御覧ください。「愛知県障害者基礎調査」でございます。

始めに概略を申し上げますと、再来年度に予定しております、「第4次愛知県障害者計画」の策定に先立ちまして、本県におきます、障害のある方の状況を把握することを目的に、来年度実施する調査となります。それでは資料に沿って説明をさせていただきます。

「1 趣旨・目的」でございます。障害者基本法に基づきまして、都道府県には、障害者のための施策に関する基本的な計画となります。「都道府県障害者計画」を策定することが義務付けられております。

本県の現行計画であります、第3次障害者計画につきましては、本県の健康福祉の基本指針であります「あいち健康福祉ビジョン2020」この中の、「障害者支援」の項目をもちまして、計画に位置付けているところでございますが、同ビジョンが、再来年度の末をもちまして計画期間の満了を迎えます。次期計画となります第4次の障害者計画は、再来年度1年間をかけまして、策定する予定としております。

今回、議題といたしました「障害者基礎調査」は、その前段階として、来年度、調査を実施し、結果をとりまとめまして、再来年度の計画策定に反映していく段取りとしております。

「2 実施の方針」であります。2つ目の丸と、3つ目の丸にもございますように、調査の実施フレームであります調査方法、対象、調査項目につきましては、27年度に実施しました前回の調査を基本とした上で、障害者施策審議会での御意見、また、障害者自立支援協議会での御意見を踏まえまして、予算の範囲内とはなりますが、適宜変更を加えたいと考えております。

具体的な実施フレームにつきましては、資料の右側を御覧ください。「(1) 調査の実施方法」であります。一般競争入札により選定いたします民間の調査会社に委託をして、実施することとしております。

「(2) 委託する内容」でございます。調査票の作成、郵送、回収、集計のほか、調査期間中の問合せに対する対応、調査結果報告書の作成を委託することとしております。

「(3) 調査方法・対象」でございます。県内の障害者2,500人を対象としまして、調査票を郵送することとしております。2,500人の内訳は資料記載のとおりであります。これら各人数は、前回、27年度に実施しました調査と同数としております。対象者は障害者手帳所持者、発達障害関係団体委員の皆様、難病法に基づく特定医療費助成制度受給者の方の中から抽出して行うこととしております。

「(4) 調査項目」でございます。回答いただく方の基本属性のほか、住まいや暮らしに関する項目、生活支援、教育、医療、情報・コミュニケーション、人権、就労など幅広く調査を行いたいと考えております。

次に、「4 今後のスケジュール」でございます。先週、開催いたしました、障害者自立支援協議会、また、本日の審議会におきまして、実施方針など大きなフレームについて、御意見をいただいた後、7月から8月頃になりますが、詳細な調査項目や内容につきましては、再度、御意見をいただく予定としております。

その後9月以降になりますが、調査会社の選定、調査実施を経まして、来年2月までに、調査結果をとりまとめ、年度内に調査結果を報告させていただく予定としております。

資料をおめくりください、2ページになります。こちらは、前回、27年度に実施しました調査の質問リストとなります。大きく14の大項目を設けまして、いくつかの小問で構成をしております。来年度行います調査につきましては、このリストを基本とした上で、質問項目を適宜変更したいと考えております。

本日は、主に、調査の実施方法や対象者といったフレーム部分について、御意見をいただきたいと考えております。具体的な質問項目や設問等につきましては、次回の会議におきまして、あらためて御意見をいただく予定としておりますが、本日の会議におきましても、大まかな質問項目など、方向付け的な点で御意見をいただければ、参考とさせていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

## 川崎会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました「愛知県障害者基礎調査」につきまして、皆さん方から御意見や御質問があればお伺いしますが、いかがでしょうか。

では、服部委員お願いします。

## 服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部と申します。

まず、聴覚障害者と言ってもいろいろな人がいますけれども、特にろう者と言われる人は、昔、教育面で色々な背景がありまして、日本語をきちんと読み書きできない方もいます。その中で、今のお話を伺っているとろう者の人は身体障害者の対象の中に含まれると思うのですが、もし、そうしたろう者に文書が届いてもなにもわからないまま終わるという恐れがあります。そのあたりを少し工夫していただけるとありがたいと思います。

例えばですが、本当ならば手話を用いた説明があれば一番いいのですけれども、物理的にできるかどうかなど私にもはっきり申し上げられないこともありますので、郵送物が来た時に、わからない人は県庁に来てくださいといった、なにかそのような配慮があるといいなと思っています。

細かい点はこれから出して行きますが、そういった状況があるということだけはお伝えしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 川崎会長

ありがとうございました。これにつきまして、事務局の方からお話ありますでしょうか。

### 加藤（孝）課長補佐

貴重な御意見ありがとうございます。回答される方が答えやすいような工夫につきましては、十分考えさせていただいて、実施したいと思います。

御意見ありがとうございます。

### 川崎会長

ありがとうございました。服部委員よろしいでしょうか。

よろしいですか、ありがとうございます。

では、野田委員お願いいたします。

### 野田委員

愛知県医師会の野田でございます。

1つだけ、これは抽出ということなので、全体がどの程度に対して抽出するのでしょうか。ここがわかりにくいので、それだけ教えて頂きたいです。

### 川崎会長

ありがとうございました。これはどうでしょうか、一応無作為に抽出ということですが、全体の数というのはわかるのでしょうか。

### 加藤（孝）課長補佐

御質問ありがとうございます。身体障害者につきましては、直近の数字を手元に持っていないのですが、平成29年4月ですと23万8551名の方がいらっしゃいます。それから療育手帳所持者の方は県内では5万2719名の方、それから精神障害手帳所持者の方ですと同じく平成29年4月ですと6万144名の方という数字がございます。

それに対しまして、今回の調査対象900名であるとか、400名であるとか人数を設定させていただいておりますが、おっしゃるとおり抽出調査ということですので、ある程度の人数を確保する必要があります。

一般的に言いまして、400名程度の調査をすることができれば、誤差が±5%から10%ぐらいの精度の調査となることを確認しておりますので、その上で設定した人数になっております。

よろしく申し上げます。

### 川崎会長

ありがとうございました。野田委員よろしいでしょうか。

では、石黒委員お願いします。

### 石黒委員

名大病院の石黒です。

今の質問に関連してですが、各カテゴリーの意見をまとめて施策の総意を出すということでしたらば、各カテゴリーにおいて十分なサンプル数を用意するというのは間違いではありません。しかし、全体としてなにかものを言うと考えた時に、カテゴリーで23万人と6万人弱という大きな偏りがある時に、小さなポピュレーションにおける意見が強く反映されてくるといった問題があると思います。

もう一つは当然のことながら、今までこのような形でやられているとすると、大きな各カテゴリーのサンプルサイズの変更をしますと過去との照合が困難になります。どちらを取られるかは少し議論をしてからの方がよいと思います。

#### 川崎会長

ありがとうございました。事務局の方いかがでしょうか。

#### 加藤（孝）課長補佐

御意見ありがとうございます。委員からの御指摘のとおり、平成27年度の調査との比較という点もございますので、今回も同じ人数を設定したところでございます。

ただ、実際の調査人数につきましては、なかなか困難な部分もございますが、よりよい人数を設定していきたいと思いますが、今のところ前回と同じ人数を考えております。よろしくお願ひします。

#### 川崎会長

ありがとうございます。

それでは、徳田委員お願ひします。

#### 徳田委員

私からは2つほど質問がございます。

まず、服部委員から御質問があったこととも関係しますが、基本的には対象者や郵送方法は従前どおりというような内容で理解しておりましたが、前回の調査回収率51.2%というものがございます。この回収率が高いのか低いのか、なかなか評価が難しいところではございますが、決して高いとは言えないのではないかと私は個人的に評価をしております。自分たちに関係のあることを直接聞いて下さる機会ですから、皆さんもし機会があれば、きつともっと積極的に答えるのではないかなと私は思います。

とした場合に、前回の51.2%というものを高いか低いかも含めてどのように検証されているか、ということをお聞きして、そのうえで、今回これを踏まえて、なにか改善点があるとすればどういった試みがありえるかということを検討されたかどうか、今の段階でされていないのであれば、是非していただきたいということをお聞きして、先ほどの服部委員の御意見もありましたが、これを1つお聞きしたいのと、現状で御報告いただけることがあれば教えて頂きたいというのが1つです。

もう1つがですね、今まさに御指摘がありました、対象者の割合の問題でございます。

服部委員の御指摘のように、ろう者は身体障害者の中に含まれるだろうということをおっしゃっていましたが、身体障害者のカテゴリーも本当はたくさんあり、一括りで身体障害者900人といっているのか。差別解消法が施行されてから、しばらく経ちますけども、個別の障害に応じた合理的な配慮が必要になっている時代です。その点からして、少し大雑把な枠組みではないかなという印象を持ちました。

先ほど申し上げましたとおり、検証する意味でも、より改善点を分析する意味でも、もう少し枠組みを後で分析的に検証できるような数値に分散するという形にされてはどうかというものが、もう1つの提案でございます。

予算の関係から調査対象者を無制限に増やすということは難しいと思いますが、限られた予算をできるだけ有効に使うという意味でも、そういったことの検討を是非していただきたいなと思います。

## 川崎会長

ありがとうございます御質問と御提案があったと思いますが、いかがでしょうか。

## 加藤（孝）課長補佐

ありがとうございました。

まず一点目、回収率の捉え方とその改善策という御質問を頂きました。

前は約50%ということではございますが、事務局と致しましては、多いとは言えませんが決して低い回収率ではないのかなと思っております。

ただ、調査を実施するにあたりましては、より回収率が向上しますよう質問の仕方を工夫するとか、当然項目数も出てくるとは思いますけれども、そういったものも踏まえまして、回収率が上がるような調査方法を今後検討していきたいと考えております。

また、対象者の枠組みが大雑把ではないかという御指摘をいただきました。

こちらも今後調査内容や設問等は考えてまいります、頂いた御意見を踏まえまして、前向きに検討させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

## 川崎会長

ありがとうございます。徳田委員よろしいでしょうか。

では、黒田委員申し上げます。

## 黒田委員

公募委員の黒田です。よろしく申し上げます。

資料1の1ページ(2)のところですが、調査票の作成が通常版で2,500部、これプラス点字版が50部、音声版が50部、拡大文字版が50部ですので、トータルすると2,650部になるのかなと思っておりますが、(3)のところは、県内の障害者2,500人のままでありますので、ここが整合性としてどうなのかなという疑問が一つあります。

それから、4の今後のスケジュールのところですが、来年度の第1回障害者施策審議会が7月から8月に開かれるわけですね。それでとんでしまつて2020年の2月から3月に第3回の障害者施策審議会が開催されると記載されておりますが、第2回の開催はいつになるのかという質問が2つ目です。

それから、もう1つあるんですが、別紙の方の資料1のページ2の7番目のところに、情報・コミュニケーションについてということで、問51から56まで記載されています。

ここの中に問54のところは括弧して視覚障害者向け、55は括弧して聴覚障害者向けとあります。

ただですね、目も見えない、耳も聞こえないという方もいらっしゃいますので、そういう方の希望するコミュニケーション手段の種類といったものを1項目加えて頂いて、括弧して盲ろう者向けという項目を加えた方が、より詳細な統計ができるのではないかなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

以上、3点でございます。

## 川崎会長

ありがとうございました。

部数に関する件と、第2回の施策審議会がいつなのかということと、項目についてお話しただけでしたが、いかがでしょうか。

## 加藤（孝）課長補佐

御質問ありがとうございます。

まず1点目、作成部数の御質問いただきました。2,500部とその他50部のものが幾つか記載をさせて頂いております。前回の調査におきましては、最初に通常版を送らせて頂きまして、その後の要望に応じて点字版や拡大文字版等々を発送させて頂いております。

今回もまずは、2,500人の方に調査票を送らせていただいて、必要に応じて対応させて頂きたいと考えております。

部数が2,500部とその他となっているのは、そういった意味からでございます。

そして、来年度の施策審議会の第2回目はいつかというお尋ねですが、例年12月前後に第2回目を行いますので、来年度もそのような形で予定しております。

あと、質問項目につきまして御意見いただきました。

盲ろう者向けの質問も設けたらどうかという御意見をいただいたところです。貴重な御意見ありがとうございます。参考にさせて頂いて、検討させて頂きたいと思っております。

## 川崎会長

ありがとうございました。黒田委員よろしいですか。

項目については、次の7月8月にもっと練ったやつをとということですので、今日御意見いただければ、それを反映していくことができるかもしれませんので、よろしくお願ひします。

それでは、辻委員お願ひします。

## 辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。私からは資料の1(3)1事業の実施方法について、お尋ねしたいと思っております。今、民間事業者に委託をするというお話でしたが、平成25年4月からは障害者優先調達推進法という法律が施行されております。

これは障害者の就労施設が、受注の機会を確保するために、必要なことを決めている法律ですけども、今回の障害者基礎調査、せつかくですので、障害者の就労施設に委託できるようにしていただく、もしくは、できるだけ障害者雇用を多く行なっている事業者に委託というのはどうでしょうか。

やはり先ほど服部委員からもありましてとおり、この調査票を障害者自らがチェックする、そして、障害者自らが作成するといったことがものすごく意義があることだと思っております。是非そのあたりを御検討いただければなと思っております。以上です。

## 川崎会長

辻委員ありがとうございます。では回答をお願いいたします。

## 加藤（孝）課長補佐

御意見ありがとうございます。具体的な実施方法につきまして、今後詰めていくわけではあります

が、いただいた御意見を参考にさせていただいて、検討させていただきます。ありがとうございます。

#### 川崎会長

ありがとうございます。辻委員よろしいですか、では検討していただくようお願いいたします。  
それでは古家委員お願いいたします。

#### 古家委員

愛盲連の古家です、この調査票の項目を見た時にうんざりするような量だなというのが印象です。  
この量だと回答率も少ないかもしれないなど。

もし、私のところにきたとすれば、後でやろうと思いつつ、いつの間にか期限が来てしまうのではないかと思うほど量が多いのがどうかと思うのと、内容を見てみると何を答えればいいのか分からない内容もあるので、4択など選択にして、その他の項目を設けたりしないと、回答していくのは難しいのではないかと、その点もう少し考えていただければ良いかなと思います。

よく一般でみる、回答したらクオカード500円分プレゼントというのであれば、そのために頑張ろうとも思うのですが、なかなかそういうわけにはいかないのです、やる気にさせるようなPRを、50%の回答率は低い気がするのです、半分は捨ててしまうというのは残念だなという気がします。

それから、点字と音声と拡大とあるのですが、音声の回答はどうやって行うのでしょうか、

#### 川崎会長

古家委員ありがとうございます。  
では回答をお願いいたします。

#### 加藤（孝）課長補佐

ありがとうございます。まず質問数が多いのではないかと御指摘をいただきました。確かに、93問と申しますと大変な調査になります。回収率を高めるためにも今後、質問数については検討していこうと思います。

そして、音声版の回答方法ということですが、委託業者の方にそのあたりを聞き取っていただいて回答するという方法もありますし、周りの介助者の方に代わって回答していただくということもあります。なるべく回答しやすい方法で考えていきたいと思っています。

#### 川崎会長

古家委員よろしいでしょうか。

#### 古家委員

なるべく第三者に頼らなくても自分で出来るようにしていただけるといいかなと思います。音声で吹き込むというのでは大変な作業になるかと思いますが、何か考えていただければなと思います。

最近はデータ化して送るというのが多いので、その方が回答しやすい人が多いかもしれません。

#### 川崎会長

古家委員よろしいでしょうか。そのほかありますでしょうか。  
では岩田委員お願いいたします。

## 岩田委員

岩田です、よろしくお願いいたします。アンケートを出した以上、結果を知りたいというのがあると思います。前回調査をした際、全ての結果にたいして回答は出来ないと思うのですが、目的に書いてあるとおり、その結果から障害者計画に反映させるというのが書いてありますので、前回のアンケートから、どういったところを反映されたか、また、今回のアンケートをまとめるに当たってどういったところを着眼点において反映していくのかなというところが疑問点になります。

## 川崎会長

岩田委員、ありがとうございました。  
事務局から回答をお願いいたします。

## 加藤（孝）課長補佐

調査結果の計画への反映について御指摘いただきました、ありがとうございます。前回の調査結果につきましては、障害をお持ちの方の現状の分析として計画に反映させていただいております。例えば利用している障害福祉サービスの満足度であるとか、困ったときの相談先であるとか、そういった現状を踏まえて、今後の計画の立案に反映させていただきます。

## 川崎会長

岩田委員よろしいですか。

## 岩田委員

計画書の中にそういった表現をされるということでよろしいでしょうか。

## 加藤（孝）課長補佐

調査結果のデータを記載させていただいて、データから分かる情報をもとに、このような施策に取り組んでいくといった書きぶりになります。

## 岩田委員

ありがとうございます。

## 川崎会長

ありがとうございました。岡田委員お願いいたします。

## 岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です、よろしくお願いいたします。

資料1の調査方法の対象なのですが、発達障害者400人は発達障害者団体の会員からとなっておりますが、この会員というのは幼児期から会員になられている方が多く、成人になってから受けた人の数というのはあまり出てこないのではないかと思います。

たとえば成人の方の病院に係っている方に調査を行ってみてはどうかと思います。先日愛知県発達障害者支援体制整備検討会でも調査を行ったのですが、成人の方の病院でもアンケートをとっていたので、発達障害は年齢も数も多いので、色々な方のアンケートが出てればなと思います。

もう一つは調査項目についてです。4年前と比べて、制度等も変わってきていると思うので、それに即したものを聞いていただければと思います。以上です。

#### 川崎会長

岡田委員ありがとうございました。  
こういった御意見ですが、いかがでしょうか。

#### 加藤（孝）課長補佐

御質問ありがとうございました。発達障害者の方への調査について御意見をいただきました。団体の岡田委員にも御協力いただきますが、他の調査方法についても参考にさせていただいて、より良い調査ができるよう努めて参ります。それから質問項目について、時代に即した項目につきましても、今後そういった方向で検討させていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

#### 川崎会長

岡田委員よろしいですか、では永田委員よろしく願いいたします。

#### 永田委員

名古屋大学の永田です。2点質問させてください。

1つ目は回収率の件ですが、おそらく障害の種別によっては回答しにくい物もあったのではと思っています。それぞれの疾患によって回収率がどれほど違っていたのか、教えていただけると回収率の低かったところについて、どのように回収率を上げていくのかというのを考えていくことができるかと思しますので、それを教えていただきたいというのが1点。

調査項目について、前回調査を行っての課題や難しさというのが全くわからないので、前回調査時の課題や難しさというものを教えていただけると、検討の判断の材料になるかと思しますので、その2点を教えていただけますでしょうか。

#### 川崎会長

永田委員ありがとうございました。  
事務局よろしく願いいたします。

#### 加藤（孝）課長補佐

2点御質問をいただきました。まず質問毎の回答率という点かと思えます。現在お答えできる数字を持ち合わせておりませんので、次回質問項目の検討の際に示させていただきたいと思えます。

前回調査を受けての改善点につきましては、御質問にもありましたが、身体障害者の方の区分が沢山あるため、そういった区分を分けて調査をした方が良いのではないかという御意見であったり、質問項目が多いのではないかという御指摘もありました、用語がわかりにくいため、用語集を作った方が良いのではという御意見もありました、こういった点については対応を考えていきたいと思えます。

#### 永田委員

最初の質問は質問項目毎の回答率ではなくて、障害種別毎の回収率を教えていただきたいのですが、それについてはわかりますでしょうか。

### 加藤（孝）課長補佐

御質問ありがとうございます。概数ではございますが、各障害とも50%程度の回答率でありました。

### 野田委員

27年の調査の結果を健康福祉ビジョンの中に項目があったのは覚えているのですが、この審議会で見つかった記憶がありません。なので、是非本会議の委員に前回のデータを配布していただき、どんな項目に対してどんな回答なのかということの次回の会議までに考える元が欲しいと思いますのでよろしくお願いしたいです。

### 川崎会長

ありがとうございます。

この点について配布は可能でしょうか。

### 加藤（孝）課長補佐

御意見ありがとうございます。前回の調査報告書について、施策審議会では報告が出来なかったところがございます。次回の調査に向けて、委員の皆様へ配布できるよう進めて参りたいと思います。よろしくお願いたします。

### 川崎会長

そういった資料があつて議論をした方が良くと思いますので、では古家委員どうぞ。

### 古家委員

20代と70代の人とでは生活スタイルや利用するサービスも変わってくると思うので、年齢も考えて抽出した方が良くはないかと思つています。

### 川崎会長

ありがとうございます。事務局お願いたします。

### 加藤（孝）課長補佐

御質問ありがとうございます。無作為抽出という形で行いますので、年齢別というのはなかなか難しいところですが、ちなみに前回の回答を確認しますと、一番回答として多いのは70代の方が、次いで60代、20代、40代と続いて参ります。調査結果の中で、年齢別というのは注意深く検討して対応していきたいと思つています。

### 川崎会長

よろしいでしょうか。

では高橋委員お願いたします。

## 高橋委員

豊田市福祉事業団の高橋ですけども、1つだけ。この調査というのは次の障害者計画の課題を抽出することだと思うので、現在の障害者計画の中に記載されている課題として高齢化問題に関する調査を行なうというのが入っていると思います。それがあまり反映されていないなど、次期の障害者計画においては国でも具体的にに取り組むことになると思うので、そういう項目を入れておく必要があるのではないかなと思います。

## 川崎会長

ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

## 加藤（孝）課長補佐

御意見ありがとうございます。参考にさせていただいて質問項目等定めたいと思います。ありがとうございます。

## 川崎会長

高橋委員よろしいですか。

色々と皆様にお話しいただきました。まだまだ話はあるかと思えますけども、先ほど野田委員からもあったとおり、過去のデータも送っていただいて、それを見て検討できたらなと思えます。お願いいたします。よろしいでしょうか。

事務局におかれましては、ただいまの意見を踏まえて、引き続き基礎調査の有効的な方法について御検討いただきますようお願いいたします。

## 14 報告事項（1）障害者差別に関する相談状況について

### 川崎会長

続きまして、報告事項に移ります。本日報告事項は5件あります。5件すべての説明をしていただいた後に御質問や御意見等を伺いたいと思います。

それでは、事務局から順に説明をお願いします。

### 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

障害福祉課相談支援グループの加藤と申します。よろしくようお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料2を御覧ください。「障害者差別に関する相談状況について」説明させていただきます。

こちらは昨年度1年間で本県の窓口寄せられた障害者差別に関する相談の状況についてとなっております。表から御説明いたします。

「1 県の窓口への相談状況」の「(1) 相談件数」です。平成29年度に県の窓口相談があった件数は47件でした。平成28年度と比較すると全体として14件増えております。

「(2) 相談者区分」では、どのような方から相談があったのか区分してあります。本人からの相談が28件と最も多くなっており、その傾向は平成28年度から変わっておりませんが、平成29年度は関係者からの相談につきましても10件と増えております。

関係者からの相談内容としましては、当事者の方から配慮の申し出があったがどのように対応すべきかといった相談が多くなっております。

「(3) 受付所属」ですが、障害福祉課が40件と最も多くなっております。また、件数は少ないですが、健康福祉部以外の窓口への相談も増えております。

「(4) 相談の分野」ですが、生活の中でどのような場面に関して相談が寄せられたかについて、まとめてあります。

最も相談件数が多かった分野は、左側3行目、「商品及びサービスの提供」の14件でして、その傾向は平成28年度から変わっておりませんが、平成29年度につきましては左側一番下の行、「建築物の利用」についての相談件数が10件と増えております。

具体的な相談事例は資料に記載がございませんが、少し説明をさせていただきます。

「商品及びサービスの提供」では、視覚障害の方がコンビニで振込を行うため、店員に機械の操作を頼んだところ、「今は店員が1人しかいないため対応できない」と言って断られたといったものがございました。

また、「建築物の利用」では、車椅子の方がショッピングモールを利用したところ、エリアによって開店時間が異なるため、障害者用トイレが開店時間の遅いエリアにしかなかったといったものがございました。

右側の「(5) 障害種別と相談区分」ですが、表の縦に障害種別を、表の横に相談区分を示しています。一番右の計の欄を御覧いただきたいと思いますが、最も相談が多い障害種別は身体障害のうち肢体不自由の方の33件、次いで高次脳機能障害の下にあります精神障害(上記以外)の14件となっております。平成28年度と同様の傾向ですが、平成29年度については平成28年度には相談が少なかった種別に関しても件数が増えております。次に、一番下の計の欄を御覧いただきたいと思いますが、平成29年度は合理的配慮の提供についての相談が39件と最も多くなっております。また、環境の整備に関する相談が8件と前年度には相談がなかったものが増加しております。

資料2の2ページを御覧ください。「(6) 障害種別と相談の分野」ですが、表の縦に障害種別を、表の横に相談の分野を示しています。相談件数の多い部分のみ説明させていただきます。まず、肢体不自由の方からの相談で最も多い相談の分野は、左から6つ目、「建築物の利用」となっております。また、精神障害(上記以外)の方につきましては、一番左の「福祉サービスの提供」が最も多くなっております。

続きまして、「(7) 対応の区分」ですが、受け付けた相談に対してどのように対応したのかをまとめております。「相手方との調整」が21件、「相談者への助言」が14件、「傾聴のみ」が5件、「関係機関への引継ぎ」が17件、「その他」が2件となっております。なお、「その他」につきましては、相手方事業所に連絡を取ろうとしたところ、閉店しており対応できず終了したものなどとなっております。

続きまして、右側の「2 市町村窓口への相談状況」ですが、障害福祉課に報告があったのは平成29年度で40件となっております。「障害者差別に関する相談状況について」の説明は以上となります。

## 15 報告事項(2) 地域生活支援拠点ブロック会議について

### 障害福祉課 加藤(千)課長補佐

続きまして、資料3「地域生活支援拠点都道府県ブロック会議」について説明いたします。前回の第2回会議でも御報告させていただきましたが、第5期障害福祉計画の目標に掲げられております地域生活支援拠点の整備促進のため、12月に都道府県ブロック会議を開催いたしました。開催結果につきましては、次の2ページを御覧ください。

当日は、市町村職員を始め133名の方に御参加いただきました。参加者の方のアンケートにつき

ましてはその下にまとめてありますが、おおむね好評でした。少しだけ参加者の意見を披露させていただきます。

問1の「1 行政説明」についてですが、参加者からの主な意見を下の枠囲みにまとめました。改めてポイントが整理できた、午後に開催された質疑応答が参考となった等の意見がありました。

また、「2 事例発表」では、整備済の半田市から御報告いただきましたが、既存の社会資源を活用して整備されている点が参考になった等の意見がありました。

資料右側にまいりまして、「3 事例発表」では、現在整備中の蒲郡市から御報告をいただきました。多くの課題が整理されていることが参考になった等の意見がありました。

「4 意見交換会」では、各自治体の具体的な内容が聞いて良かった、共通課題がたくさんあり、皆同じような課題を抱えているので、解決策の参考となった等の意見がありました。

次に3ページを御覧ください。右側の「(5)拠点等の方針に関して」ですが、もっと事例の公表をしてほしい、拠点の整備済について基準を明確にしてほしい、Q&A等の情報提供をしてほしい等の意見がありました。こちらの資料につきましては共催をした厚生労働省にも送付させていただいております。

今後とも、地域生活支援拠点等の整備が進められるよう、市町村への支援を行ってまいりたいと考えています。説明は以上となります。

## 16 報告事項(3) 愛知県医療療育総合センターの全面開所について

### 障害福祉課障害者施設整備室 加藤室長

引き続きまして、「愛知県医療療育総合センターの全面開所」について報告させていただきます。座って失礼いたします。

資料4をご覧ください、愛知県では昭和43年6月に開所いたしました、心身障害者コロニーを再編し、新たに医療療育総合センターとして整備を進めて参りました。このコロニーは医療福祉から教育まで幅広くサービスを提供する、入所を基本とする総合的な施設であります。障害者福祉のあり方が施設福祉から地域福祉へと転換する中、民間法人の力をお借りして、地域で不足する重症心身障害者施設等を整備しつつ、入所者一人一人に合わせた地域への移行を行いまして、今年3月に新たに医療療育総合センターとして開所することができました。関係の皆様方の御協力に心から感謝をいたします。

「1 再編整備の経緯」を御覧ください。昭和28年に開所しました。重症心身障害児者施設のこぼと棟、リハビリ訓練を行うリハビリセンター棟に続きまして、この度、中央病院、発達障害研究所、福祉型障害児入所施設などが入る本館棟が竣工しまして、この3月1日に医療療育総合センターへ名称を改めまして全面開所いたしました。先週、16日には開所式典及び内覧会を開催いたしました。また19日には中央病院の入院患者さんの本館棟等への引っ越しが無事終了いたしまして、来週25日からは本館棟において中央病院の外来診療を開始することとしております。引き続きこれまで中央病院が担ってきた役割をしっかりと果たして参ります。なお移転により使用しなくなる古い建物の中央病院、研究所、管理事務所につきましては、平成31年度から取り壊し工事、駐車場整備等の外構工事に取りかかる予定としております。

続いて、「3 主な機能と特色」を御覧ください。このセンターでは地域の障害者施設や医療機関で対応困難な方々に高度で専門的な医療療育を提供するとともに、在宅で療養している方々を短期で受け入れるレスパイト入院の受け入れ体制を強化し、御家族の負担を軽減して参ります。

また中央病院に在宅療養支援部を新たに設けまして、安心して地域の医療機関で受診できる環境づ

くりを進めるとともに、NICUに長期入院している方々を受け入れ、在宅移行につなげる後方支援病院としての役割も担って参ります。

右側の「4 施設概要」を御覧いただきたいと思います。今回完成しましたのは、下の方のフロア図、太線で囲んである本館棟の部分となります。

最後になりますが、新しい医療療育総合センターは障害のある方の医療療育の拠点として、これまでコロニーが培ってきた経験等を継承し障害のある方々が、身近な地域で安心して生活していただけるよう、しっかりと取り組んで参りますのでよろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきたいと思います。

## 17 報告事項（4）平成31年度愛知県当初予算案（障害者施策関連分）について

### 障害福祉課 竹内主査

障害福祉課企画調整グループの竹内と申します。座って説明させていただきます。

それでは、資料5によりまして、障害者施策関連の平成31年度愛知県当初予算について御説明させていただきます。この資料は当初予算案の記者発表資料を抜粋したものでございます。委員の皆様、事前に資料を配布させていただいた時点では、予算「案」としておりましたが、おととい20日の県議会本会議におきまして、原案のとおり可決されましたので、御報告させていただきます。

資料1ページをご覧ください。地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を進めていくための事業について説明いたします。予算額は、合わせて6億2,394万円でございます。

「1の障害者施設設置費補助金」は、障害のある人が身近な地域で暮らしていくためのグループホームや障害児者施設の整備に対して助成いたします。

「2の障害者地域移行推進事業費」は、グループホームの世話人を確保するため、世話人の仕事の紹介や仕事体験を実施します。また、施設入所者やその家族に自立に向けたイメージや気付き、可能性を知っていただくため、施設外で過ごす生活体験を行うほか、新たな仕事の創出を図るため、企業や団体と就労継続支援事業所等を繋ぎ、新たな受注や仕事を生み出す取組等を実施してまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。高次脳機能障害のある方の支援拠点の増設について説明いたします。予算額は1,884万6千円でございます。

高次脳機能障害のある方に対する支援体制の充実を図るため、支援拠点機関を従来の尾張地域に加え、三河地域にも新設いたします。支援拠点機関の役割としては、高次脳機能障害のある方の相談支援や普及啓発を行うことにより、支援体制の確立を図ることでございます。支援拠点機関は尾張地域が「名古屋市総合リハビリテーション事業団」で、新たな三河地域の拠点は「高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」」を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。障害のある方の社会参加と障害への理解促進を図る取組について説明いたします。予算額は4,483万8千円でございます。

1の「障害者コミュニケーション手段利用促進費」は、平成28年10月に制定した「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣を行うとともに、失語症の方に対応した意思疎通支援者を養成いたします。あわせて、手話通訳者等の職業病であります頸肩腕（けいけんわん）障害予防のための対策を講じてまいります。

2の「ヘルプマーク普及促進事業費」は、昨年7月から県内一斉に配布を開始した「ヘルプマーク」について、市町村と連携して、引き続きヘルプマークの作成・配布を行うほか、リーフレットやポスター等による普及啓発を行ってまいります。

3の「障害者芸術文化活動推進事業費」は、障害のある方の作品展示や舞台・ステージ発表等を行う「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」また、来年度は新たに三河地域でサテライト開催することで、障害のある方の芸術文化活動の更なる推進を図ってまいります。さらに、施設職員向けの研修会等による障害のある方の芸術文化活動をサポートする人材の育成にも取り組んでまいります。

1ページ飛びまして、5ページを御覧ください。「依存症対策の推進」について説明いたします。2,864万4千円でございます。アルコールやギャンブル等の依存症につきましては、正しい知識の普及を図るとともに、予防から相談、治療、回復支援に至る支援体制の整備を図ってまいります。

1の「相談体制等の整備」として、精神保健福祉センターにおいて、専門電話による相談及び回復支援プログラムを実施いたします。

また、依存症の治療拠点機関等を増やすことにより、医療提供体制の強化を図ってまいります。

このほか、リーフレットの配布や市町村職員等を対象とした研修会の開催などにより、「正しい知識の普及」と「人材の育成」を進めてまいります。

以上が健康福祉部の予算に関する説明でございます。引き続き、教育委員会から、予算に関する説明がございます。

## 18 報告事項（5）第2期特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）の策定について 特別支援教育課 鈴木主査

愛知県教育委員会特別支援教育課の鈴木と申します。

日頃は本課の事業に対しまして御理解と御協力を賜り本当にありがとうございます。

私からは、特別支援教育に関する予算と「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」について説明をさせていただきます。

それでは、資料5の6ページをご覧ください。後で説明をさせていただきます。「愛知・つながりプラン2023」に基づき、平成31年度特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校に関して予算化したものを記載しております。西三河南部地区特別支援学校の新設、岡崎特別支援学校の移転、みあい特別支援学校の校舎の増築、スクールバスの増車、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、就労アドバイザーの増員、看護師の増員などについて取り組んでまいります。

続きまして、資料5の7ページでございます。小学校、中学校、高等学校に加えまして、特別支援学校にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することが児童、生徒の心のサポート体制の充実として記載をしております。

1枚おめくりいただき、資料5の8ページでございます。外国人生徒等の学習就労支援の充実といたしまして、外国人生徒等教育支援員の配置拡充、小型通訳機の投入、高等学校の就労アドバイザーの新規配置、小中学校への語学相談員の派遣、小中学校の日本語教育適応学級担当教員の配置拡大について記載をしております。詳しくは資料をご覧くださいと思います。

最後、資料6でございます。こちらは先ほどから申し上げておりますように、昨年12月に策定をいたしました「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知つながりプラン2023）」の概要版でございます。

こちらの中身につきましては、前回の施策審議会でも説明をさせていただきましたが、策定後初めてということですので、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、計画策定の基本的な考え方でございます。この計画では障害の有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けた特別支援教育を充実させるとともに、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校及び特別支援学校の校種間の連続性、いわゆるつながりを意識した取り組みの展開、卒業後の自立と社会参加を目指した就労支援の充実を図ってまいります。この計画を推進するために四つの

柱を掲げておりますが、その内容について概要図と右ページの主な取り組みで説明をさせていただきます。

初めに、取り組みの柱の「1 多様な学びの場における支援指導の充実」についてでございます。幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等に至るまで、個別の教育支援計画等の活用を図り支援情報の確実な引き継ぎに基づく一貫した支援を行ってまいります。また、特別支援学校では外国人等、語学支援の必要な幼児児童生徒に対応した語学支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に努めてまいります。

次に、取り組みの柱の「2 教員の専門性の向上」についてでございます。子供たちの教育的ニーズに応じた支援、指導ができるよう教員研修を充実し、幅広い専門性の向上を図ります。小中学校、高等学校と特別支援学校との人事交流によるリーダー的人材の育成にも取り組んで参ります。

そして取り組みの柱の「3 教育諸条件の整備」についてでございます。高等学校への通級指導教室の設置拡大を進めるとともに、特別支援学校の新設校舎増築による教室不足の解消、移転、分校・分教室の設置等による長時間通学の解消などに取り組んでまいります。

最後に取り組み柱の「4 卒業後の生活へのスムーズな移行」についてでございます。就学前から高等学校等までの支援情報の確実な引き継ぎに基づく一貫した支援を就労先まで確実に引き継ぐとともに就労アドバイザーの増員を含めた適切な配置等により、関係機関との連携の強化を図り、就労支援職場定着支援の充実を努めてまいりたいと思っております。

今後、この計画に基づきまして、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実を図ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

## 川崎会長

ありがとうございました。報告事項5件、一括で説明をしていただきました。御意見や御質問等ありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、石黒委員お願いいたします。

## 石黒委員

まず資料2について質問したいんですがよろしいでしょうか。

この資料2、非常に良い取り組みでしっかり対応区分もされているんですが、年間47件というのは少ないような気がします。昨年よりは大分増えているということで、良い傾向にあると思うんですが、これを一般化させるためには、このような取り組みをしているということを十分に社会に広報する必要がありますのではないかと思います。そのような予定はあるのかということ、もし実施されているなら、その取り組みを教えていただきたいというのが1つです。良い取り組みだと思いますし、広報すれば必ず増えてくると思います。是非ともそういうところ前向きに検討していただきたいと思います。ホームページで公表することを考えていただきたいと思います。個人情報との関係があるので、なかなか難しいところがありますが、ここに相談するとこういう解決方法が見つかるというのを十分に告知、広報していただくという取り組みを是非とも考えていただきたいと思います。

## 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

御質問ありがとうございます。障害福祉課相談支援グループの加藤と申します。

愛知県障害者差別解消推進条例の広報が足りないのではないかとのお話であろうかと思います。こちらにつきましては広報あいちや愛知県政レポートといったような媒体を使いまして広報に努めさ

せていただいているところでございます。また毎年度、県民理解促進事業というのをしております、色々なところでの啓発活動でありますとか、県政お届け講座等にもエントリーさせていただいております、依頼がある都度やらせていただいております。

石黒委員が言われましたのはもっと広く浅く色々なところということだと思いますので、今後とも周知に努めて参りたいと思います。

## 石黒委員

せっかくですからホームページを活用すると困った時にすぐ検索できます。紙媒体もいいですが、消えてしまいますから。是非ともそういうことも考えていただきたい。

## 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

ホームページの方でも条例等につきましては記載させていただいているところでございますが、差別解消への取り組みといったことでホームページの充実を図って参りたいと思います。ありがとうございます。

## 石黒委員

もう一つ、すいません。

支援学校の話ですが、支援学校にはお世話になっており、非常に感謝しております。しかし、高等学校の部分が少し弱いと感じることが多々あります。義務教育ではないということと、広範囲な教育といったところで、なかなか難しい面もあるかと思いますが、ここに出てきた通信教育による取り組みというのを是非とも推進していただきたいと思います。例えば、ネットのインフラを使うと非常に安い単価で個別の通信教育が可能になります。高校生で病気をしてしまった人が入院している間もクラスにいるかのごとく教育を受けることができますし、家に帰ってもそのクラスにいるかのごとく教育を受けられるような環境が整備されると期待しております。是非ともそういうことも含めて、お願いしたいと思います。

## 特別支援教育課 鈴木主査

御意見ありがとうございます。特別支援教育課の鈴木と申します。

高等学校における通級による指導ですけれども、平成30年度に西三河にあります高浜高等学校をモデル校として2年間のモデル事業を終えます。そのまとめにつきまして、本年度末にウェブページにアップをさせていただきたいと思います。各高等学校にも情報提供をしていきたいと思いますので、是非とも指導に役立てていただきたいなと思っております。

それから、事業の所管は高等学校教育課に移しますが、通級のモデル事業につきましては継続して行い、これまでの課題等を修正していきながら、事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

## 川崎会長

石黒委員、よろしいですか。

他に、では岡田委員お願いいたします。

## 岡田委員

自閉症協会の岡田です。二つお願いします。

資料5の障害者の新たな仕事の創出というところで、ここには全く書いてないですが、先日私どもの会で愛知県から県民理解促進事業ということで、農業と福祉を結びつける農福連携という事業をやらせていただきました。愛知県は工業県であるとともに、農業県であるということで、農業と福祉を結びつけるという新しいこの事業も、農水省の方も力を入れております。愛知県でも農業の関係は沢山費用がついているというようなことをお聞きしました。ぜひ、これから農業と福祉をマッチングさせて、新しい障害者の働き口として、愛知県の福祉の方でも力を入れていただきますようお願いしたいと思います。豊川特別支援学校の実習生も三河の方の菊農家さんに実習に今年度は参加していただきました。

あともう一つ。特別支援教育の資料5ページですが、西三河南部の新しい特別支援学校の整備がこちらに書いてありますが、その規模等を教えていただきたい。

また、来年度4月から春日井の特別支援学校に分校として新しく学校ができますが、新たな学校ができた場合に、どちらの学校に通うかというところで、ちょうど境のところにいる御家族の方が地域だけではなく、交通の便や家族のことを考えてなかなか自分で行きたい学校を選べない状況にあるということをお聞きしたことがあります。なので、西三河南部の新設の学校ができた場合に、ある程度、御家族の都合等を聞いていただいて、御家族本人が通いやすい学校に通えるようにしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

#### 川崎会長

ありがとうございました。

これについていかがですか。

#### 障害福祉課 坂上課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループ坂上でございます。

農福連携についての御意見、ありがとうございました。

ここに書いてあります、障害者の新たな仕事の創出ということで、マッチングにつきましては共同受注窓口、愛知県セルフセンターと今年度新たに指定しました「みんなのわ」という共同事業体に対しまして、福祉事業所と企業等をマッチングさせるという事業を継続して行っていくというものでございます。その中で農福連携についても今年度、農業経営課を通じてJAからお話がございまして、農業経営課を通じて、障害福祉課、そして共同受注窓口に対して、数件マッチングを行いました。まだきちんとした成果として上がってはいないですけれども、今後そういったものの成果も出てくるのではないかと考えております。またJAでは農福連携の研究会を立ち上げておられまして、そちらの方にも参加をして一緒に知恵を絞っているところでございます。また、これは別の情報になりますけれども、来年度の新規事業の中で、農業経営課で新たに農福連携に関するマッチング事業を立ち上げられるという話も聞いておりますので、そういった面でも福祉サイドとして協力をしていきたいと考えております。

#### 川崎会長

よろしいですか岡田委員。

#### 岡田委員

私どもがやらせていただいた事業では菊農家さんやトマト農家さんが本当に障害の方を使ってみた

いという意欲を持っておられる方が沢山いらっしゃいましたので、ぜひ進めていただくようお願いしたいと思います。

#### 川崎会長

はい、学校の方はどうでしょうか。

#### 特別支援教育課 片山指導主事

特別支援教育課の片山と申します。

まず初めに西三河南部地区新設特別支援学校の御質問にお答えします。資料5の6ページにあります。現在、開校に向けて実施設計及び現地の造成を進めていく状況でございます。現状として具体的にお伝えできる部分は、こちらのことになっておりますので、また順次お伝えできる範囲でお伝えしていくようにしていきたいと思っております。

もう1点が新設時の通学範囲のことで御意見をいただきました。今年度、瀬戸つばき特別支援学校の開校に向けて、校長が丁寧に聞き取りをして進めさせていただきましたが、そういった形で御家族にできる限り寄り添って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### 川崎会長

岡田委員よろしいですか。

#### 岡田委員

学校の通学区については、なかなかスクールバスを利用して、ということになると家庭の事情で難しいところがあるようなことを聞きましたので、ぜひそこは家族を優先にさせていただけたらと思ひますのでよろしくお願ひします。

#### 川崎会長

ありがとうございました。牧野委員お願ひいたします。

#### 牧野委員

今の西三河南部地区新設特別支援学校の関係ですと、これは場所が西尾市須脇町ですので、西尾の南部の方になります。その関係で私がある碧南市は南北に長い市ですので、南部の一部は西尾の方が近くていい、だが北部の方は安城支援特別学校の方が近いということがあります。私としてはどちらがいいかどうかまでは聞いておりませんが、多分市街化区域で線引きされるのではないかと聞いております。そうすると遠くの人も出てしまうということがありますので、そこが今後どうなるのかというので、今後、相談させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

#### 川崎会長

ありがとうございました。では古家委員お願ひいたします。

#### 古家委員

愛盲連の古家です。二つですが、資料4の医療療育総合センターについてなんですけども、車でいける人ばかりではないということで、私たちのように公共交通機関がないとそこまで行けないという

人のために、バスなどが充実しているのかどうかというその辺の話が欲しいなというのが一つ。

それと資料6のつながりプランですが、どうしても少人数で手厚く関わってくると、いざ社会に出た時に厳しい意見を言われた際に打たれ弱いという子が多いようにも思います。私の知り合いの方の子どもさんも、障害者枠で入れてよかったとは言っていたものの、たまたま休憩時間を5分遅れて戻ったことを注意されたら会社に行けなくなってしまったとか、そんな話も聞きますので、手厚いばかりではなく、社会の厳しさというのもしっかりと伝えてもらえるような体験ができないと、打たれ弱い子が多くなってしまわないかなと思いました。

### 川崎会長

ありがとうございます。

これについていかがですか。

### 障害福祉課障害者施設整備室 加藤室長

障害者施設整備室の加藤です。

まず1点目の医療療育総合センターの公共交通機関についてでございますが、こちらは春日井市にございまして、JRの高蔵寺の駅から名鉄バスが出ており、所要時間が約20分となっております。これはコロニーの時から変更がなく、交通の便で不便をお掛けしているところもあろうかと思いますが、名鉄バスで運行をして御利用いただいているところでございますのでよろしく願いいたします。

### 川崎会長

ありがとうございました。

それから教育の関係もお願いいたします。

### 特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。

小中学校におきましては、小学校は平成27年度、中学校は平成28年度から一人でも特別支援学級を立ち上げることができるようになりました。それによりまして、当然一人の学級があるわけで、社会性の対応への不安もおありかなということで御質問を伺ったわけですけれども、一人一人の障害の状態や、本人・保護者の希望がある場合、交流及び共同学習というものがありまして、母学級で授業を受けることもできます。つまり、国語や算数の授業は特別支援学級で受けるけれども、体育や音楽、図工については、通常の学級で受けるということもできます。一人一人の教育的ニーズに合った対応をさせていただきながら、社会性を身につけられるような形で進めていけたらと思います。声を上げていただければ、学校で対応していただけるかと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### 川崎会長

古家委員よろしいですか。

それでは次に黒田委員お願いします。

### 黒田委員

公募委員の黒田です。

資料2の障害者差別に関する相談状況についても関連するのですが、先ほど石黒委員もおっしゃ

っていましたが、相談件数がこんなに少ないのかなというのが実感です。身近なところに差別は転がっているんですね。これは困るなあと思っても、それが差別という認識が薄く、我慢すればいいのかと、見逃してしまっているような差別もたくさんあると思います。

本日の資料5のページ5です。1番目の相談体制等の整備のところなのですが、専用電話による相談とあります。私も喋って相手が見れば表情や口の動きで、コミュニケーションが取れるんですが、電話はそれが出来ません。ですから、電話による相談が聴覚障害者の方は出来ません。それなのにここには専用電話しか載っていません。こういうところには電話以外にもFAXやメールでの相談もできるような配慮をしていただきたいと思います。

そしてこれも1例だと思いますが、ページ5の右上の資格のところ、こころの健康推進室精神保健グループさんの連絡先が記載されておりますが、電話番号しか載っておりません。ですからこういうところにアクセスしたいと思ったときに、例えばホームページなんかで調べれば、ファックス番号やメールアドレスでのアクセスができるかもしれませんが、実は先日名古屋法務局に用事があって出向いた時に、相談事業が予約制になっていたんです。窓口に行き行って聞きましたら、予約方法が電話だけでした。ですから、メールかFAXで連絡したいので連絡先教えてくださいとお願いしたんですけど、これは決まりになっているので、電話しかできないと言われました。では電話ができない人はどうするんですかと聞いたところ、法務局の窓口まで来て予約を取って、その予約をとった日にまた出向くという体制なんです。ですからこれは困るなと思ひまして、私は北名古屋市に住んでおりますので、北名古屋の相談機関の障害福祉課に行きまして、こういうことを体験したんですが、県の方にもあげたいですし、それから法務局の管轄は法務省ですから。法務省にもメールでこういう対応でしたから改善していただきたいという要望はしました。今回のこの資料にもなぜ専用電話だけなんだろうという疑問が生じています。結局、情報アクセスに関する合理的配慮がしっかりとなされていないんだなと思います。ですからそれに関連しまして、愛知県では平成28年に障害者差別解消推進条例が制定されましたけれども、3年後の見直しに向けての条例改正に2019年度はぜひ着手していただきたいと要望させていただきます。以上でございます。

## 川崎会長

はい、ありがとうございました。

今の御意見ですけれどもいかがですか。

## 障害福祉課 植羅課長

障害福祉課の植羅でございます。

今資料5の右上の囲みのところについてご意見を賜りました。実は本日配布させていただいた資料ですが、県の方で毎年予算案について、新聞記者報道関係に記者発表させていただく機会がございます。その時に配布しておりますのがこの資料ということです。その資料を今回、流用と申しますかそのまま使わせていただいたということでございます。黒田委員のおっしゃられたことはごもつともということでございます。今後も私ども至らぬ点が多々あるかと思ひますので、障害のある方のコミュニケーション手段について配慮が足りないということがございましたら、また機会あるごとに御意見等ちょうだいできればと思っております。

それからもう1点、障害者の差別解消推進条例でございます。おっしゃられた通り、平成28年の4月から条例の全面施行ということでございますので、それから3年を経過するということになって参ります。来年度その条例の施行状況について報告させていただきたいと思っておりますので、今後と

も御意見等頂戴するよう、お願いを申し上げます。

#### 黒田委員

今、植羅さんが御説明いただいた部分はわかったのですが、資料5のページ5の1番目のところ、相談体制等の整備の中に記載されている、専用電話という言葉が入っておりますので、ここの部分にFAXやメールアドレスという言葉も入れていただきたいなと思います。

#### 川崎会長

いかがでしょうか。

#### こころの健康推進室 八木室長補佐

こころの健康推進室の八木と申します。御質問ありがとうございます。

この5ページの依存症対策の推進でございます。相談体制の整備でこの専用電話による相談ということで、確かに電話だけでは聴覚障害の方には非常に厳しいということだと思います。一応は専用電話を設けるということですが、相談につきましてはEメールやFAXでも承っております。この依存症対策は専用電話を設けて、精神保健福祉センターという部署でやっております。1つページを戻っていただきますと4ページ目にあいち心ホットライン365というのがあります。1つ目の点の自殺引きこもりなど心の健康問題への積極的な取り組みというのがございます。そこに愛知心ホットライン365による電話相談やEメール相談というものがございます。依存症対策では専用電話というのを設けておりますが、同じ部署で色々な悩み相談というのはEメールなど色々な形で承っております。紛らわしいですけれどもEメールアドレスも色々なチラシの中に書かせていただいておりますので御活用いただけたらと思います。代表例で書かせていただいているということで御了解いただけたらと思います。記載につきましては、わかりやすく工夫していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### 黒田委員

法務局には県からも、改善を申し入れていただけるとありがたいです。お願いたします。

#### 障害福祉課 植羅課長

障害福祉課の植羅でございます。法務局についてはそういった御意見を賜ったということをもたえさせていただきます。色々御意見いただきました。どうもありがとうございました。

#### 川崎会長

そういうことでよろしくお願いたします。

続きまして、辻委員お願いたします。

#### 辻委員

私から3点要望があります。まず条例の広報についてなんですけれども、静岡県では合理的配慮の提供の促進を図るために、民間の方が事業者や団体で講演会や研修会を参加するのに助成制度を創設しているそうです。ですので、もちろん愛知県さん自身がいろいろと広報活動を頑張ってらっしゃると思うんですけれども、そういう民間を利用するのも一つの手かなと思います。

それと、続きまして資料5のページ1。地域生活への移行ですね。入所施設から地域生活の移行の部分ですが、全体で予算が6億というところで施設整備の補助金が6億あって、地域生活の体験の場が2,000万というところで、地域生活を行っていくためのプロセスにちょっと予算の配分がかなり少ないのではないのかなと率直に感じた部分です。やはり入所施設から地域生活に行くためには障害当事者本人の方が地域生活をしてみたいという思いを発信して、そして何度も何度も関係者を含め、そしてシミュレーションと体験の場を何度も繰り返していきます。やはり施設から地域へ出るためには何年もかかるケースもあります。ここにしっかりと予算立てをして欲しいと思います。

そして最後資料5ですけれども。ヘルプマークの普及。かなりヘルプマーク見受けられるようになりました。ただですね、やはりこれが役所であったり、相談支援事業所というところでの配布に限られておりますので、例えば東京都では都営地下鉄の駅でヘルプマークを配布している事例もありますので、ぜひこのヘルプマークの普及に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

### 川崎会長

これについて、お願いいたします。

### 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

障害福祉課の加藤と申します。

辻委員から御質問ありました中で1点目について回答させていただきます。静岡県の方では研修助成制度という独自の事業があるという情報提供いただきましてありがとうございます。先ほど、石黒委員からもお話がありましたように条例をいかに広めていくかということが重要だと考えておりますので、今の御意見等も参考にしながら今後いかに広めていくかということを検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

### 川崎会長

辻委員よろしいでしょうか。

### 辻委員

予算の配分2,000万について、やはり6億に対して2,000万というのは少ないと思いますので、そのあたりまた次年度以降、お願いいたします。

### 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

先ほどの辻委員の2点目と3点目につきましては、他のグループから回答させていただきますのでお願いいたします。

### 障害福祉課 植羅課長

大変失礼いたしました。

予算の配分につきましては施設整備が6億、障害者の地域移行支援が2,000万ということでございます。施設設備というのは今回ここにございます通り14の施設、県内様々な法人の方々から施設整備の要望ということでございます。いわゆる箱物ということになりますので、ソフト事業に比べますと、全体的な金額についてはかなり高くなっているのかなというところでございます。

それからソフト事業でございます。障害者の地域移行推進事業費2,000万。こちらについては今

年度から新たに始めさせていただきました。来年度は今年度の実績も踏まえまして、来年度の予算を2,000万という形にさせていただいております。まだ今年度始めたばかりということもございまずので、今年度の実績、来年度この2,000万で進めさせていただく事業、そういったものの中身を踏まえまして、今後、事業をこうすると、より地域移行が進むのではないかといった御意見等も頂戴しながら予算額については、また考えさせていただきたいと思っておりますので御了承いただきたいと思っております。

それからヘルプマークにつきましても、先ほど委員から御指摘をいただきました。東京都につきましては元々このヘルプマークを最初に作られたということで、平成24年の10月からヘルプマークを配ってみえるかと思っております。東京都においても導入当初についてはなかなか一般の方の周知は進んでいなかったと伺っております。本県といたしましても最初に導入されました東京都、それから先行しておられる道府県、そういったところの周知の状況等も参考にさせていただいて、今後さらにヘルプマークについて一般の方に理解していただけるように進めて参りたいと思っております。御意見いただきましてありがとうございました。

### 川崎会長

ありがとうございました。

辻委員よろしいですか。それでは徳田委員お願いします。

### 徳田委員

愛知県弁護士会の徳田です。

もう時間がないので簡潔にいきますが、二つございます。

一つ目は、資料2の石黒委員から非常に良い取り組みだということで御指摘があった部分ではございますが、相談について御報告いただき、その結果を教えていただいて、どういうふうな解決に結びついたかとかそういった事例について、確か私、去年か一昨年、良いサンプルがあったらぜひ挙げていただきたい、上手くいかなかったものも可能であれば挙げていただきたいというふうにお願ひしたかと思っております。そういう御報告いただいて初めて、もちろん難しいという結論になるかもしれませんが、こうしてみたらどうだろうという意見がこの審議会でも出る可能性もあると思っております。また、他の地方自治体や色々な民間さんにとってのお手本であっていただきたいと思っております、そういうお手本になると思っておりますので、ぜひ御検討いただいて、この審議会でも御報告をいただけますと非常にありがたいなと思っております。これが一つお願いでございます。

あともう一つは、教育委員会の方から御報告いただきました特別学級に関してです。平成28年度から1人でも特別学級が開催できるということですが、社会性の問題を御指摘いただいて交流学級もあるのではということでした。手を上げていただければということですが、現場はどこまでそのことを知っているのか、保護者が手を挙げられるのかどうか、実際上げにくい状況があるのではないかなど私は推察しております。その点で情報を、ある種のアクセシビリティの一つかと思っておりますが、知った上でないと権利の行使が出来ない、選択肢として知り得ないということがあるので、そのあたりの工夫があるのかどうか、今後御検討いただけるのであればお願いしたいということでございます。

そして、これはもうついでに指摘させていただきますが、通級に関する資料の高校に関しては強化をしていくということで今回の資料でもいただいております。資料6の2のところ、強化していきます、専門性の向上をしていきますということを記載していただいております。私は現場の小学生レベルがとても大事だと思っております。小学校レベルでの対応が現場の教員にもまだまだ混乱があり、大

変な状況であるな、ということをお印象として持っております。もしかしたら小学校レベルはもう十分だというお考えかもしれませんが、是非とも高校に限らず、また引き続き強化をお願いしたいと思っております。以上です。

## 川崎会長

これについて、お願いいたします。

## 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

障害福祉課の加藤でございます。

徳田委員から御質問のありました1つ目の差別解消相談事例の解決方法についてということですが、県では毎年2回、市町村実務担当者会議を開催させていただいております。そこで好事例集紹介と検討をさせていただいているところでございます。また、それとは別に関係機関等による差別解消のための連携会議を行っております。そちらでも好事例集を考えてみたらどうかという意見をいただいております。差別の相談というのは積み重ねていくことでより良い対応ができると思っておりますので、今後そういったことの充実を図って参りたいと思っております。ありがとうございました。

## 特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。御質問ありがとうございます。

まず、交流及び共同学習において保護者が手を挙げる云々という話ですが、現在、ほとんどの小中学校の特別支援学級において、交流及び共同学習を行っている状態でございます。ただ、児童生徒の障害の程度や、教育的ニーズによっては実施時間数の多い少ないの差はあります。担任も含めて相談できる場を引き続き作っていくと同時に、環境はいつでも整えておきたいと思っております。そのような点の充実は、当然図っていきたくと思っております。

それから、二つ目の通級による指導についてですが、こちらまだまだ始まったばかりですが、小中学校ができたからいいというわけではなく、小学校、中学校、特別支援学級の担任も含め、担当する教員が替わりますので、その担当者全ての資質向上、専門性の向上を図るために、毎年研修を行っております。特に特別支援学校教員からの指導を受けるなどして、日々研修をしながら、システムの向上を図ってまいりたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

## 川崎会長

ありがとうございました。

それでは服部委員お願いいたします。

## 服部委員

服部です。今日色々な委員さんからいただきましたように、障害者差別の相談について数が少ないという話がありました。聴覚障害者では2件という報告がありましたが、私の周りでは、差別を受けて困っているという相談を聞こえない方から聞いています。実際これを2件というのは少ないと思います。この数字は聞こえない人が相談に行きにくい理由の一つだと思います。窓口の人は聞こえる人で手話ができないですね。そうすると、聞こえない人にとって、まずそれが壁になると思います。なので、ホームページで公表するというようなお話がありましたが、それだけではなく、聞こえない人が窓口で相談しやすい環境を作ることが大事だと思っております。そのあたりの工夫もぜひお願いしたいと

思います。

## 川崎会長

はい、ありがとうございます。

これについて、関連したことでということで野田委員お願いします。

## 野田委員

社会福祉協議会に苦情相談窓口がありまして、そこが年間160件ぐらい相談を受けています。おそらく、この窓口だけではなくて他の窓口のところでも、相談を受けているはずですよ。なので、この数字だけで少ない多いとはちょっと言いにくいのではないかと私は思っております。

## 川崎会長

これについて県の方から何かコメントありますか。

## 障害福祉課 加藤（千）課長補佐

服部委員からの御質問2点あったと思います。1つ目は数が少ないということと、2つ目は手話を使われる方への手厚い支援ということの2点だと思います。

まず1点目の数の少ないという件につきましては野田委員ありがとうございます。私ども県で相談を受けていまして、御本人から差別という明確な主張がなく、通常の相談という形で終結していった、それでカウントされていない、障害福祉課以外の課についてはそういったものもあるのかなと考えております。今一度、県の相談窓口にあった障害者からの差別相談かどうか該当するかどうかといったことも含めまして、周知を図って参りたいと思っております。

2点目の手話の充実につきましては、県でも1人手話通訳者の方を配置させていただいております。そういった制度を活用していただけるよう、各課にも周知を図って参りたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。御質問どうもありがとうございました。

## 19 その他

### 川崎会長

よろしいでしょうか。時間が来てしまいました。

ここで最後に辻委員から少しお話をさせていただきたいということでしたので、少し時間を延長させてもらいたいと思います、辻委員よろしく願いいたします。

### 辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

時間が過ぎておりますので手短にお話をさせていただきます。

まず学校施設のバリアフリー化をお願いしたいと思っております。

私どもで調べたところによりますと、県立高校が愛知県内150校ありますが、そのうちエレベーターがついているのが9校しかないということです。相談があるのが、高校進学したいけれども自分が行きたい学校にエレベーターがついていないということで、高校進学を諦め特別支援学校高等部を選択される方がいらっしゃいます。

また、本日小樋委員からの質問票にもありましたように、災害の拠点、防災の拠点というものにもな

ります。確かに発災時は、停電等によってエレベーターを使えませんが、その後復旧復興時には、福祉避難室というふうに教室を利用されるケースもかなり多く見られます。この辺りについても防災拠点としての学校施設のバリアフリー化が必要かと思えます。

また、最後に職場環境としても、先日、愛知県教育委員会では障害者雇用の水増しがありました。この部分についても、これから障害者雇用をしっかりとやっていくのであれば、まず職場環境がバリアフリー化にならなければ、これだけ多くの障害者雇用が生まれないのではないかと大変危惧しております。これは愛知県障害者施策審議会、そしてまた他部局を超えての問題になるかと思えます。ぜひ福祉部長さん、建設部その他の部局に対して、ぜひ働きかけていただきたいと思えます。以上です。ありがとうございます。

## 川崎会長

ありがとうございます。

まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思えますが、時間が過ぎておりますので本日の会議はこれをもちまして終了したいと思います。

では、事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。皆さま今日はありがとうございました。

## 20 閉会

### 障害福祉課 植羅課長

本日はお忙しい中、長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございます。

議題1件、報告事項5件ということで大変盛りだくさんな内容でございました。特に議題につきましては、平成27年度調査結果の配布等、大変貴重なご意見等賜りましたので早速対応させていただきたいと思っております。何卒よろしくお願いを申し上げます。

それから最後に少しお時間をいただきまして、報道等で御承知済みかもしれませんが、県の本庁組織が若干変わりますので、そのことを説明させていただきたいと思えます。

来年度でございますが、県の本庁組織が再編されるということでございます。

県の政策課題に迅速着実に取り組むということを目的といたしまして、簡素でわかりやすい組織とするために、局制というものを導入させていただきます。今まで部がトップということでございましたが、これからは局がトップということでございます。

そして健康福祉部につきましては、これまで福祉と医療が合体をしておりましたが、これからは福祉局と保健医療局という二つの局に分かれることになって参ります。ただ、福祉と医療につきましては密接に関連しております。そのために福祉局と保健医療局という二つに分かれるものの、福祉医療部門ということで、しっかりとこれからも連携をさせていただきたいと思っております。

そして、この障害者施策審議会の事務局を務めさせていただいております、障害福祉課につきましては福祉局に属しますが、名称については今まで通りということでございまして、場所についても西庁舎の1階ということでこれからも皆様の御意見等いただきながら、障害者施策の推進にしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、御指導のほど、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

本日、川崎会長を初めといたしまして、委員の皆様には大変貴重なご意見賜りました。

これをもちまして本年度最後の審議会ということで終了させていただきたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

以上で、平成30年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

—